

阪和記念病院 医療安全管理指針

(医療安全対策に関する取り組み事項) (抜粋)

阪和記念病院では医療安全対策を講じるにあたり、以下の基本指針を基に組織全体として対策に取り組む。

1. 医療安全に関する基本的な考え方

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

我々医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

当院においては病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものとし全職員の積極的な取り組みを要請する。

2. 医療安全のための組織に関する基本的事項

当院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき当院に以下の役職および組織等を設置する。

- 1) 医療安全管理室
- 2) 医療安全管理者
- 3) 医療安全管理委員会
- 4) 医療事故対策委員会
- 5) 医療事案調査委員会
- 6) 看護部医療安全対策委員会
- 7) 医薬品安全管理者
- 8) 医療機器安全管理者
- 9) 各部署医療安全管理者
- 10) 医療に関わる安全確保を目的とした報告制度
- 11) 医療に関わる安全管理のための研修制度
- 12) 患者総合相談窓口

3. 医療安全のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理のための研修は、病院長等の講義、院内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献の抄読などの方法によって行う。

4. 医療安全確保のための改善方策に関する基本方針

病院及び職員個人が事故防止の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識して事故防止に努め、防止体制の確立を行うべく医療安全管理委員会を設置し、病院内関係者の協議のもとに、インシデント事例及び医療事故の分析評価ならびにマニュアルの定期的な見直しを行うことにより、事故防止対策の強化充実を図る。

医療安全管理委員会は、すでに策定した改善策が各部門において確実に実施され、かつ安全対策として有効に機能しているか常に点検・評価する。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り院内の総力を結集し、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を動員する。

重大事故の発生に備え、常日頃から、ショックや心停止に直ちに対応できる体制を整備する。

医療事故が発生した場合は、直ちに上司に報告する。

患者の生死に関わる医療事故等、特に緊急的な対応が必要な場合は医師、薬剤師、看護師等はそれぞれ直接院長、看護部長、事務長に報告することができる。

事故発生後、速やかに患者、家族に連絡をとる。

連絡がつかなかった場合には、連絡した時間や状況をカルテに記載し、その後も連絡を繰り返す。

説明には、主治医、上席医、病棟責任者、その他病院幹部職員が立ち会う。患者に対しては誠心誠意治療に専念するとともに、患者・家族に対して誠意をもって事故の説明等を行う。

患者の救命処置を行ったあとに、電子報告書（インシデント報告書）による報告を当日中に行う。

報告を受けた事項について、病院としての事故に関する最終結論を出した後、院長が重大事故と判断した場合は速やかに医療事故調査委員会の開催を指示し、事故に関与した職員等を含めて事故の再発防止について検討し、再発防止策を策定して職員全体に周知徹底する。

事故の発生が病院全体の構造的・体質的な問題に関わっているような場合には、必要により外部委員を加えた検討会を設置し対策を検討する。

防止策の検討にあたっては、事故発生の端緒となった事象のみに目を奪われるのではなく、事故要因や事故の背景等を徹底的に分析し、事故の発生機序を明らかにした上で、再発防止策を策定する。

患者・家族等に策定した再発防止策をわかり易く説明する。

6. 患者・家族からの相談への対応

患者・家族等からの様々な悩み毎の相談及び苦情等に適切に応じるため、患者相談総合窓口を設置、相談員を配置する。相談内容は秘密厳守とし、患者・家族等が不利益をこうむる事はない事とする。

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

改訂日 令和 5年 9月22日